

学校生活の規律

本校の教育方針に則り、自由にして規律ある学校生活を送るために、協力して次のきまりを守ろう。

1 学校生活一般

- (1) つねに明朗なあいさつと、はきはきした応答を心がける。
- (2) 何事も積極的に、最後まで努力を惜しまずになし遂げる。
- (3) いつも清潔な学習環境を保つ。
- (4) 時間をよく守る。

2 通学、外出

- (1) 始業の予鈴時刻（8時30分）までに登校する。
- (2) 登校後は、授業終了まで外出してはいけない。やむを得ぬ時は学級担任またはそれに代わる教員に許可をうける。（昼食時の無断外出禁止）
- (3) 下校時刻

下校時刻は下記のとおりとする。

4月1日～10月31日・・・16時55分下校

居残りは、18時30分完全下校

11月1日～3月31日・・・16時55分下校

居残りは、18時完全下校

- (4) 居残り手続き
 - ア 原則として顧問の付き添いがあること。
 - イ 顧問の承認を得たのち、生活指導部へ届け出る。
 - ウ 居残りの許可をうけた部は、所定の場所に許可願を提出する。
- (5) 自習時間、あき時間等に教室から出ないこと。

3 集会、出版、掲示、放送等

- (1) 校内で集会、募金、印刷物の発行、掲示、放送調査活動等を行うときは、担当教員に願い出る。
- (2) 掲示は所定の掲示板を用い、掲示責任者は撤去に責任をもつ。

4 校舎、校具の使用

- (1) 学校の校具、施設を利用するときは、大切に使う。破損または紛失したときは、ただちに総務部の先生に届け出る。
- (2) ホーム・ルーム、部活動で校具、施設を使用するときは、前もって担当の教員に願い出る。

5 休日の登校

- (1) 土、日曜、祝祭日は原則として登校を禁ずる。

- (2) 土、日曜、祝祭日に活動をする場合は、事前に活動許可願（対外活動許可願、施設使用許可願）を生活指導部に提出し、許可をうける。
- (3) 春、夏、冬休みに登校し、校具、施設を使用するものは必ず願い出て許可をうける。
- (4) 下校の際、使用した校具、施設を点検、掃除し、異常の有無を確認して、顧問または担任に報告する。

6 所持品

- (1) 学習に不必要な金品は持参しない。持参した場合は自己管理を徹底する。
- (2) 金品を遺失、拾得したとき、また、盗難にあったときは、ただちに学級担任および生活指導部に届け出る。

7 自転車、バイク通学

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、学校に登録し、所定の標識番号を受け、「自転車通学生への注意」を守る。
- (2) バイク、キックボード等での通学は許可しない。

8 服装

- ① 登下校時と校内では本校指定の制服を着用する。ベスト、カーディガンの着用は認めるが、色は黒、紺、グレー、茶、白（ベージュ、キャメルを含む）とする。ただし、上着を着用せずに、セーター、カーディガンのみの姿で登校してはならない。
- ② 入・卒業式その他学校が指定した行事においては、ネクタイ、もしくはリボンを着用する。なお、ライトブルー無地のリボンは儀式においては着用しない。
- ③ 夏期は上着を着用しなくて良い。上着を着用しない場合は白無地のワイシャツ、ポロシャツとする。ベストの着用は認める。冬期は、10月より上着を着用する。
- ④ 登校は靴履きとする。
- ⑤ 頭髪については、染色・加工はしない。化粧禁止。また、装身具（指輪・ネックレス・ピアス等）を用いないこと。
- ⑥ 校舎内外では、履物を区別し、上履は指定されたものを用いること。（格技棟は体育履とする）

9 欠席、遅刻、早退等

- (1) 欠席、遅刻、欠課の場合は、保護者が連絡システム等で事前に学校に連絡する。
- (2) 公欠は必ず所定の用紙で届け出る。
- (3) 病欠欠席が1週間を越える時は医師の診断書を添える。

(4) 忌引日数

1 親等・・・7日以内

2 親等・・・3日以内

3, 4 親等・・・1日

(この他法事のための旅行日数を加算して忌引とする。)